

令和 6 年度住居表示実施の概要

■住居表示とは

住所の表し方をより分かりやすくすることで、暮らしの利便性を向上させることを目的として、市街地や住宅密集地の住所を、土地の地番で表す従来の方法から、建物に番号を付けて新しい町名と番号で表す方法に変える制度です。

住居表示を実施すると、不動産の所在の表示も、大字・小字のかわりに新しい町名を用いることとなります。(地番は変わりません。)

実施前

実施後

住 所 (例) 山口市小郡下郷 1 4 4 0 番地 1 ⇒ 山口市小郡東津〇丁目〇番〇号

不動産 (例) 山口市小郡下郷字〇〇 1 4 4 0 番 1 ⇒ 山口市小郡東津〇丁目 1 4 4 0 番 1
(土地)

■住居表示実施日

令和 7 年 2 月 1 5 日 (土)

■住居表示実施区域

4 ページの図をご覧ください。

■実施スケジュール

1 月 9 日(木)～	住居表示変更証明書の事前申請受付開始 ※2 月 1 4 日(金)まで 住所変更通知用はがきの配布開始 ※住居表示実施に関する説明会会場でも事前受付、配布が可能です。
1 月 9 日(木) ～2 0 日(月)	住居表示台帳(図面)の閲覧期間 (場所: 小郡総合支所地域振興課、住居表示実施に関する説明会会場)
1 月 1 5 日(水) ～1 9 日(日)	住居表示実施に関する説明会 ※要申込 (場所: 小郡ふれあいセンター・小郡地域交流センター)
1 月下旬～	新住所決定通知・通知用はがき等の配布、表示板の取付 ※業務受託業者が戸別訪問いたします。
2 月 1 5 日(土)	住居表示実施(住所の変更)
2 月 1 7 日(月)頃	住居表示変更証明書(事前申請分)送付

■住所変更に伴う手続き等

住所変更に伴い、住所の登録先に対して、変更の手続きが必要となります。

資料を同封しておりますのでご確認ください。

手続きの際に必要な「住居表示変更証明書」につきましては、ご申請により無料で交付いたします。(2 ページをご覧ください。)

■「住居表示変更証明書」の交付について

各所への住所変更手続きの際に必要な証明書をご申請により交付します。

<申請窓口>

○住居表示実施前（2月14日（金）まで）※事前申請分

市役所3階生活安全課 または 小郡総合支所2階地域振興課
（郵送、FAX、メールによる提出は生活安全課へ）

○住居表示実施後（2月17日（月）から）

市役所3階生活安全課、各総合支所地域振興課、各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）、および分館、大海総合センター

<証明書の発行>

2月15日（土）以降

<発行手数料>

無料

事前申請のご案内

下記の受付期間中に事前に申請いただくと、住居表示実施日（2月15日（土））以降に申請者住所（所在地）へ届くように、住居表示変更証明書を郵送いたします。

下記期間中の申請に限り、証明書の送付に伴う郵送料は市が負担いたします。

<受付期間> 令和7年1月9日（木）から2月14日（金）

<申請方法> 別添の「住居表示変更証明書事前申請書（個人用）」を上記の事前申請窓口へ持参、または郵送、FAX、メールにてご提出いただくか、住居表示実施に関する説明会の会場でご提出ください。

見本		証 明 書	
氏名、名称又は施設の名称		生活 太郎	
住所、居所施設の場所の表示	実施前	山口市 小郡下郷 1440番地1	
	実施後	山口市 小郡東津〇丁目 〇番 〇号	
実施期日		令和 7 年 2 月 15 日	

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、
上記のとおり住居表示の変更があったことを証明する。

令和 7 年 2 月 17 日

山 口 市 長

公
印

■「住所変更通知用はがき」の無料配布について

日本郵便株式会社様のご協力により、住居表示の実施に伴う住所変更をお取引先等にお知らせいただくための「住所変更通知用はがき」を無料で配布しております。

住居表示板等の取付時（1月下旬～）に 1世帯あたり100枚ずつ 配布いたしますので、ご利用ください。

100枚では足りない場合には、追加で50枚まで（合計150枚まで） お渡しすることができます。

合計150枚でも足りない場合には、2月17日（月）以降にご相談ください。在庫の範囲で配布いたします。

追加はがきのご案内

- <配布期間> 令和4年1月9日（木）から2月14日（金）まで
※2月17日（月）以降は在庫の範囲での配布となります。
- <配布場所> 市役所3階生活安全課 または 小郡総合支所2階地域振興課
住居表示実施に関する説明会会場
- <申込方法> 別添の「住所変更通知用はがき追加申込書（個人用）」（A4用紙の下半分）に必要事項をご記入いただき、上記場所にご持参ください。
当日その場で、申込書と引き換えに追加分の住所変更通知用はがきをお渡しいたします。

郵便はがき 通信事務郵便 見本 日本郵便株式会社 小郡郵便局	（住所表示変更のお知らせ） 山口市の住居表示実施事業により、 <u>令和7年2月15日から</u>住所が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。 ◎ 郵便物をお出しの際は新住所をご記入ください。 ◎ 住所録（データ等）の訂正をお願いします。 記 〈新住所〉郵便番号 754- 山口市小郡 番 号 (方書) 氏名 _____ 〈旧住所〉郵便番号 754-0002 山口市小郡下郷 番地
--	---

※ はがきには、住所変更の通知以外のことは書かないでください。

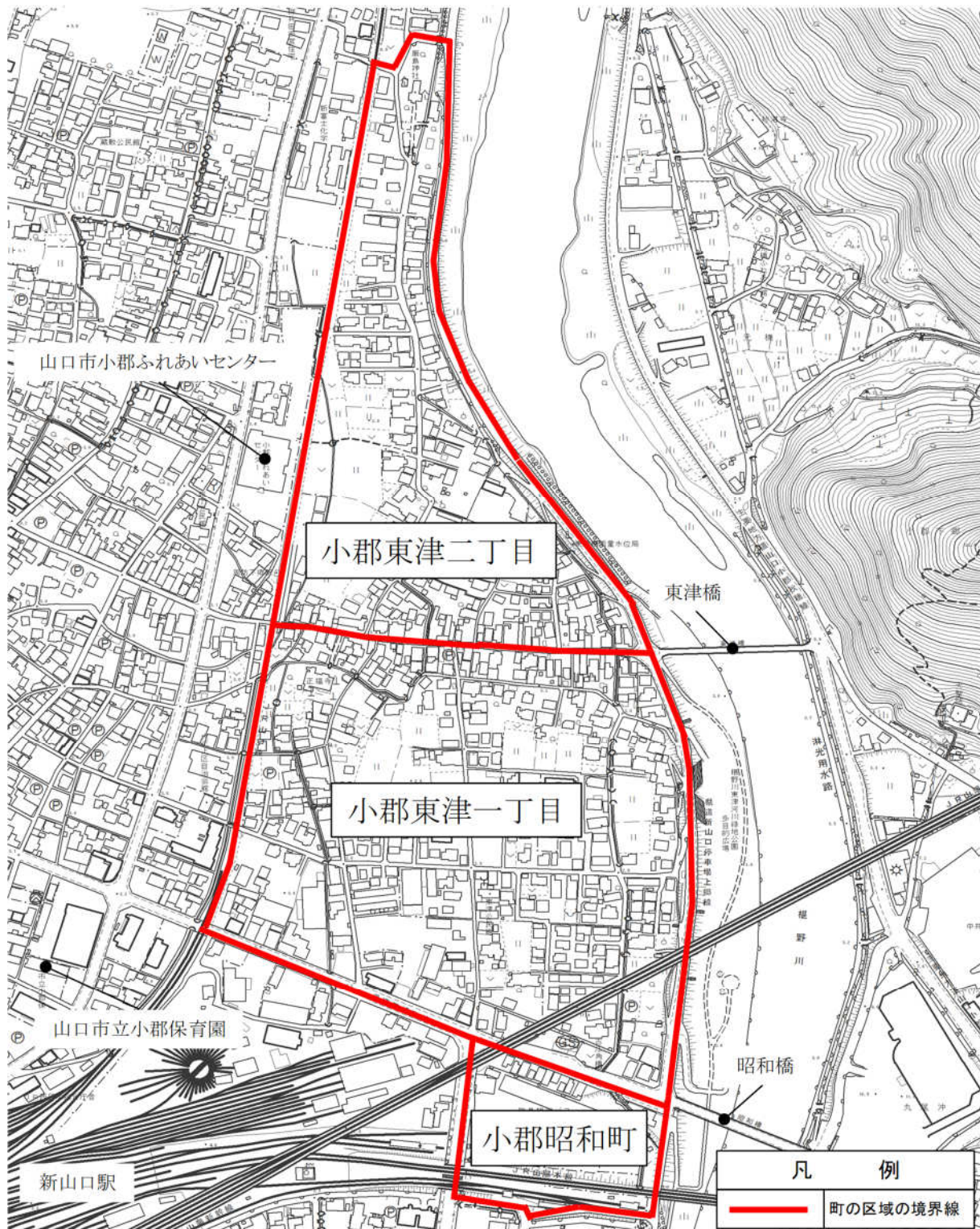
※ はがきの通信面をパソコンで印字される方は、山口市ウェブサイトに掲載するエクセルファイルをご利用ください。（1月9日（木）掲載予定）

（掲載場所）ウェブサイトトップページ → 暮らしの情報

→ 戸籍・住民登録・パスポート → 住居表示

（アドレス）<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/27/169085.html>

住居表示実施区域



【お問い合わせ先】 山口市地域生活部 生活安全課 生活安全担当
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
TEL 083-934-2986 FAX 083-934-2644
Email seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp